

旭川工業高等専門学校科目等履修生規則

制定	平成7.2.17達第6号	
改正	平成11.4.1達第8号	平成14.3.12達第12号
	平成16.5.11達第33号	平成19.2.13達第16号
	平成31.4.19規則第16号	令和3.3.22規則第15号
	令和3.9.21規則第40号	

旭川工業高等専門学校科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第55条の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

2 専攻科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に第10条に規定する検定料を添えて、所定の期日までに校長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業又は修了（いずれも見込みを含む。）証明書
- (4) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、校長が行う。

(入学の許可)

第6条 校長は、前条の選考に合格し、所定の期日までに入学誓約書（別記様式第2号）を提出するとともに、第10条に規定する入学金を納付した者に対して入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、原則として入学の許可の日の属する年度内とする。

(単位の修得)

第8条 科目等履修生の履修科目の単位の修得については、旭川工業高等専門学校教務規則（昭和56年達第4号）を準用する。

(単位修得証明書)

第9条 校長は、前条において単位の修得が認められた授業科目について、単位修得証明書（別記様式第3号）を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における

授業料その他の費用に関する規則（平成16年機構規則第35号）に基づき定めた聴講生の額とする。

2 授業料は、所定の期日までに納付しなければならない。

（退学）

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第12条 校長は、科目等履修生に適さないと認められた者については、これを除籍する。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則及びその他の規則等を準用する。

附 則

この規程は、平成7年2月17日から施行する。

附 則（平成11. 4. 1 達第8号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14. 3. 12 達第12号）

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附 則（平成16. 5. 11 達第33号）

この規程は、平成16年5月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19. 2. 13 達第16号）

この規程は、平成19年2月13日から施行する。

附 則（平成31. 4. 19 規則第16号）

この規則は、平成31年4月19日から施行する。

附 則（令和3. 3. 22 規則第15号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 9. 21 規則第40号）

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

別記様式第2号（第6条関係）

入学誓約書

旭川工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校

学科

氏 名 （自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。なお、記載事項に変更が生じたときは、速やかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住 所

研究生との関係

氏 名 （自署）

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していく上で、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別記様式第3号（第9条関係）

単位修得証明書

氏名

（元号） 年 月 日生

上記の者は、（元号） 年度本校の科目等履修生として下記の単位を取得したことを証明する。

記

科目等（学年）	単位数

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長

印